

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第111号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年7月4日 01時12分ごろ	
発生場所	香川県高松市 ^{おぎ} 男木島北東方沖 男木島灯台から真方位070° 1,050m付近 (概位 北緯34° 26.2′ 東経134° 04.3′)	
事故等調査の経過	平成23年7月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 ^{フータイ}FUTAI（ベリーズ国籍）、1,918トン 8626159（IMO番号）、JUSTER INTERNATIONAL SHIPPING LIMITED（中華人民共和国）</p> <p>B 漁船 ^{りゅうせい}竜聖丸、4.9トン KA3-20290（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 二等航海士A、不詳</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷船尾に擦過傷</p> <p>B オーニング左舷側及びやぐらに曲損、左舷船尾部に小亀裂</p>	
事故等の経過	A船は、船長A、二等航海士Aほか10人が乗り組み、約9ノット（kn）の速力で南東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、約7knの速力で西進中、平成23年7月4日01時12分ごろ、男木島北東方沖において、A船の左舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約1m/s、視程 約500m</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
その他の事項	船長Bは、網を船尾から海中に垂らして汚れを落とす作業の状況を見ていたので、右舷後方に意識が向いていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、男木島北東方沖を南東進中、B船と衝突したものと考えられるが、A船の乗組員から情報が得られなかったため、衝突に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、男木島北東方沖を西進中、船長Bが、船尾から海中に垂らした網の汚れを落とす作業の状況を見ており、前方の見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、男木島北東方沖において、A船が南東進中、B船が西進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	